

## 施設の改築・修繕等の実施区分

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			教委	指	
建物	改築又は大規模修繕	躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等の取替え	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である市が管理すべきものであるため、必要に応じて教育委員会が行う。
	上記以外の改築、改装	いわゆる「模様替え」		○	指定管理者は、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件。
	見積額1件100万円以下の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
構築物	新設等		—		基本的に構築物の新設等は考えていないが、必要に応じ協議する。
	資本的支出及び見積額1件100万円を超える修繕		○		予算の範囲内で教育委員会が実施。
	見積額1件100万円以下の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
機械装置	新設等		—		基本的に機械装置の新設等は考えていないが、必要に応じ協議する。
	資本的支出及び見積額1件100万円を超える修繕		○		予算の範囲内で教育委員会が実施。
	見積額1件100万円以下の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施す

					る。
工 具 器 具 備 品	購入			○	指定管理者が指定管理料等により購入（教育委員会の備品となる）
	資本的支出となる修繕			○	予算の範囲内で教育委員会が実施。
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。